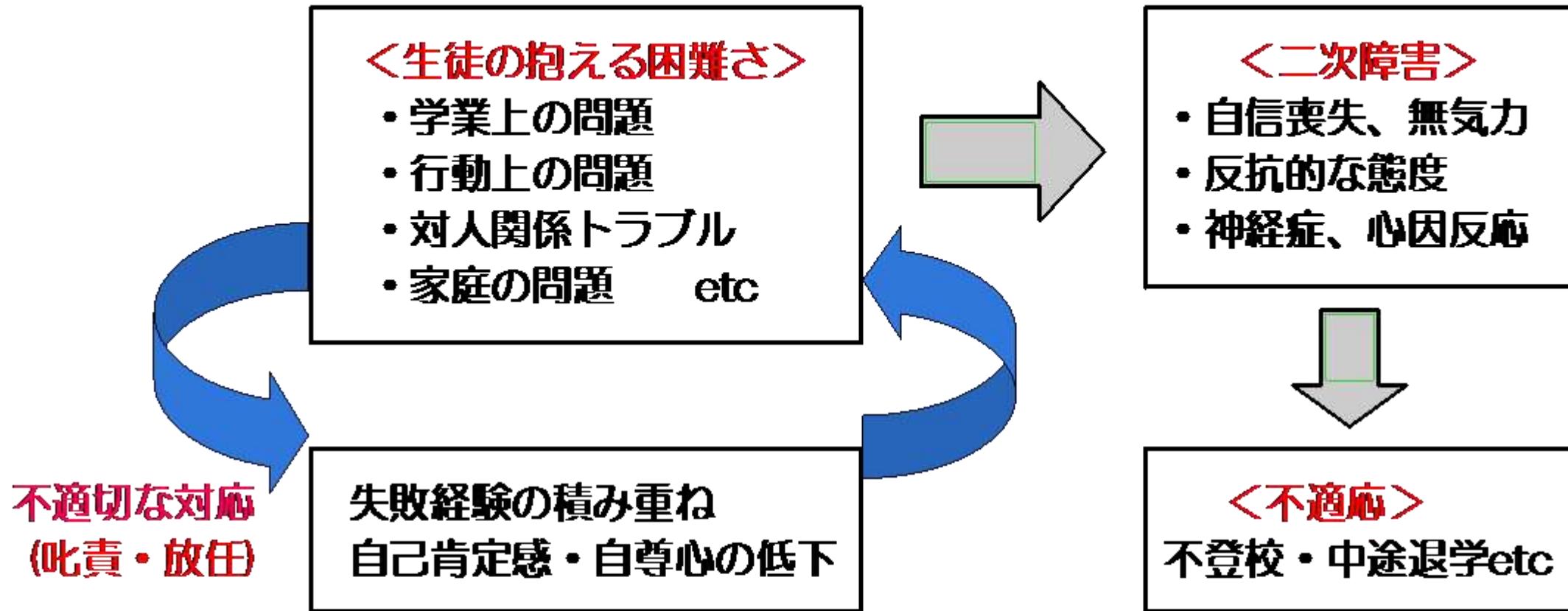


## ▶心の支援

### 生活総合支援

- ・特別な配慮・支援を必要とする生徒に対する組織的指導体制

# 1 生徒の抱える困難さの理解



- I 心理検査を保護者了解の下に実施し、家庭と連携
- II 心理検査結果を検討し指導方針を立てる
- III 指導方針を関係職員で共有し指導に活かす

## 2 心理検査等年間実施計画

### 「入学前の状態について」

中学校の聞き取り調査や保健調査から、発達障害（疑い）や欠席状況等を把握

4月 「1年次SGE①・アンケートⅠ・Ⅱ」

SGE 担任・年次主任・養護教諭 ⇒ 人に関わることが苦手な生徒の把握  
支援指導員による観察

アンケートⅠ（事前）・Ⅱ（事後） 不安全感の強い生徒等を把握

6月 「hyper-QU」

- ①要支援と不満足群の生徒や非承認群の一部等を把握
- ②発達障害と思われる生徒を把握
- ③いじめ項目及び不登校項目の確認 ④ソーシャルスキルの確認

10月 「1年次SGE②・アンケートⅠ・Ⅱ」

SGE 「hyper-QU」の結果も踏まえ、クラスごとの解決策を提示  
アンケートⅠ（事前）・Ⅱ（事後） 4月実施のものと比較検討

12月 「Q-U」

- ①要支援と不満足群の生徒や非承認群の一部等を把握
- ②発達障害と思われる生徒を把握 ③いじめ項目及び不登校項目の確認

年度初 「気になる生徒のチェックリスト」

担任、教科担任、部活動顧問等 ⇒ 発達障害の疑いがある生徒の把握

通年 「朝の健康観察表」

担任が記入後、保健部が回収し記録を確認 ⇒ 心身の健康チェック

### 3 教育相談委員会

#### 6月 教育相談委員会①

- ・1年次SGE①とアンケートI・IIの結果について情報共有
- ・発達障害（疑い）や精神病罹患者、小中学生時長期欠席者の確認
- ・各年次で面談した結果や問題生徒の情報を共有
- ・支援指導員からの報告 特別な支援を要する生徒のSST及び面談結果について

#### 9月 教育相談委員会②

- ・「hyper-QU」の結果について情報共有
- ・要支援と不満足群一部の生徒の面談結果について
- ・支援指導員からの報告 特別な支援を要する生徒のSST及び面談結果について

#### 11月 教育相談委員会③

- ・1年次SGE②とアンケートI・IIの結果について情報共有
- ・継続指導が必要な生徒の情報交換
- ・支援指導員からの報告 特別な支援を要する生徒のSST及び面談結果について

#### 1月 教育相談委員会④

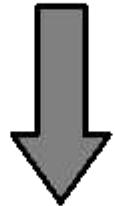
- ・「Q-U」の結果について情報共有 「hyper-QU」の結果と比較。
- ・1、2年いじめの早期発見、発達障害生徒の問題発見、進級時のクラス分け
- ・支援指導員からの報告 特別な支援を要する生徒のSST及び面談結果について

#### 2月 教育相談委員会⑤

- ・一年間の総括
- ・支援指導員からの報告 SST及び面談結果のまとめ、教員の相談などについて

## 4 具体的な指導の実際

### 「個別の教育支援計画」の作成



- 特別な支援をする生徒との面談、SSTの実施  
⇒ 予防的・開発的ガイダンスカウンセリング、気づきを促し適応能力を高める
- 保護者との面談  
⇒ 学校の指導方針の理解、家庭生活のアドバイス、学校と家庭との連携
- 担任・年次主任（教科担任・部活動顧問等）との面談  
⇒ 生徒理解、教育支援計画に基づく実践（具体的指導）
  
- 2年次生徒対象 「心の健康講座」
- 教員対象 特別支援教育に関するor生徒理解「Q-U」のための研修会（毎年実施）

# 5 支援指導員について

## ○勤務様態

- ・毎週1回、年間45回来校。13：30～16：30（3時間）
- ・養護教諭とともに支援対象生徒に関わり、SSTや面談、保護者面談等を実施

## ○支援内容

- ・対象生徒に対する学習や生活面に関する直接的な支援
- ・対象生徒及びその保護者への指導内容・方法についての助言と相談
- ・対象生徒の担任等へのHR経営に関する助言・援助
- ・発達障害等の障害理解についての助言
- ・校内支援体制の整備についての助言
- ・その他 （例）対象生徒を取り巻く生徒への指導、配慮等について・・・等々

## < 教育相談委員会（特別支援教育委員会）経営方針 >

心に問題を抱えている生徒への早期発見、早期対応に努めるとともに、情報を全職員で共有し、学校全体で対応する体制を確立し、生徒が健全な高校生活を送れるように支援する。

### 1 重点目標

- 1) 生徒の悩みや行き詰まりを早期発見し、問題の把握に努める。
- 2) 学校全体で生徒を支援する体制づくりを努める。
- 3) 各年次に資料提供及び相談等の支援に努める。
- 4) 発達障害の理解や面接技術の向上に結びつくための教育相談、特別支援教育の研修会、生徒理解のための研修会を実施する。

### 2 活動内容

- 1) 定例会は前期2回、後期2回開催。生徒の緊急状況にあっては、臨時に教育相談委員会を開催する
- 2) 不適応または不登校生徒への対応：(2) 不登校生徒への対応を参照  
(個人面談、カウンセリング、担任への協力、外部専門機関と医療機関との連携)
- 3) 気になる生徒の情報交換及び「気になる生徒のチェックリストⅠ・Ⅱ(保健部配布)」を使用する
- 4) 年次や担任を中心に、指導方法の検討（事例研究）を協議する
- 5) 教育相談に関する研修を開催する(高教研教育相談部会へ参加、教育相談・特別支援教育に関する研修)
- 6) 指導等の記録と保管（教育相談記録個人票・会議録）を行う。
- 7) 委員会での内容や記録によって、教頭は校長へ報告し、保健主事は必要に応じて職員朝会で報告する。  
(職員の集団守秘義務の立場により、共通理解を持つ)
- 8) 『自己理解のため』『自己実現のため』のような心理的活動を提案及び実施し、不登校予防に寄与する。